

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	中間市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nakama.lg.jp/gyose/mynumber/dokuji/documents/1-4.pdf">http://www.city.nakama.lg.jp/gyose/mynumber/dokuji/documents/1-4.pdf</a>

執行機関名 中間市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱(低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)別添1)による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中間市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月11日条例第21号)別表第1 第5の項 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱(低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)別添1)による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一条	中間市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱(平成18年6月1日告示第78号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p>	<p>この要綱は、<u>障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱（低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）別添1）の事業として、障害者施策によるホームヘルプサービス事業において、所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護、介護予防訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図ることを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>中間市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱（平成18年6月1日告示第78号）</p>